

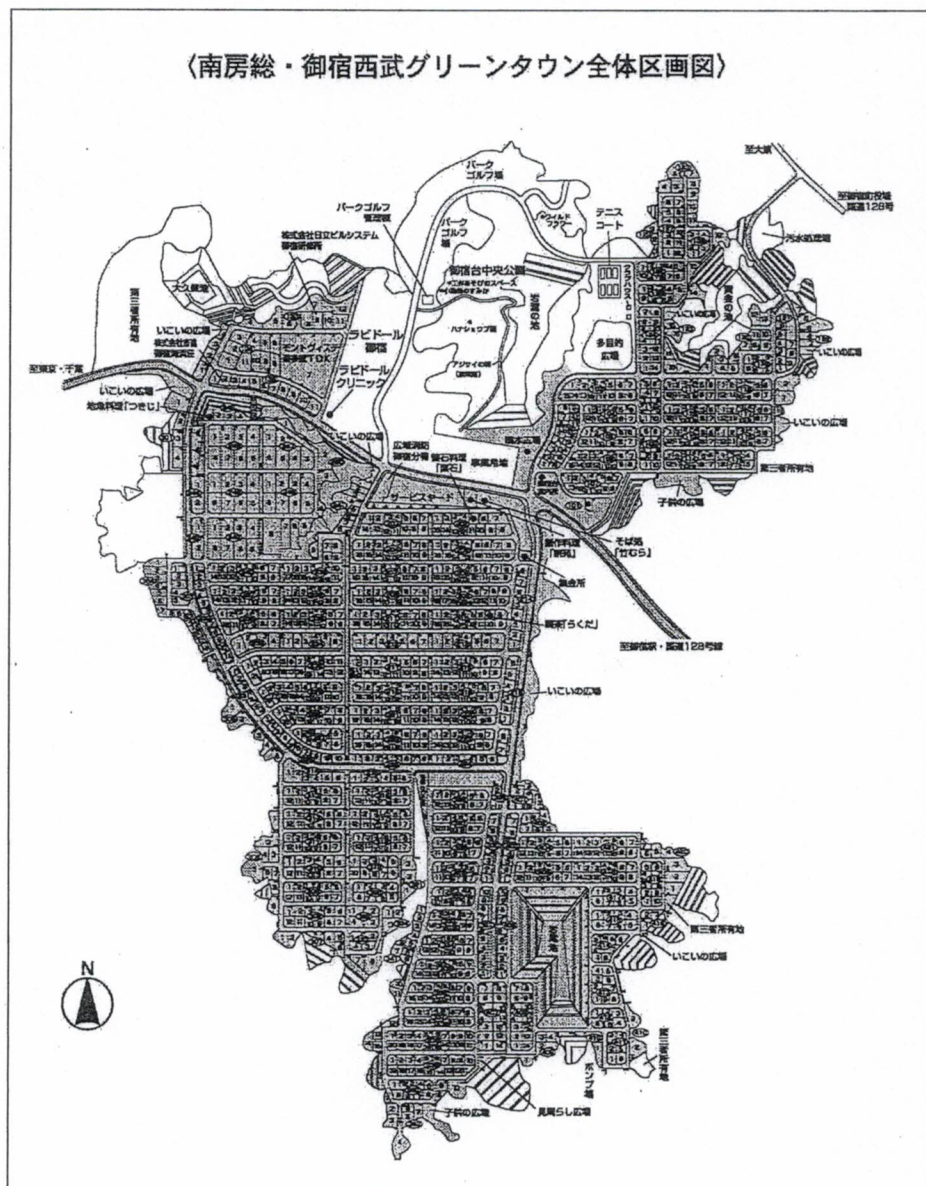
御宿台利用管理規則・細則集

- この細則集は「御宿台利用管理規則」第 32 条にもとづき定めたものです。
- 追加・削除等があった場合は利用者に随時お知らせします。
- 本文の細則番号は、規則の箇条番号に合わせてあります。
- 「規則」は「御宿台利用管理規則」の略称です。
- 「管理者」とは規則第 4 条に定めた者です。
- 「利用者」とは規則第 5 条に定めた者です。
- 「管理費」は「維持管理費」の略です。
- 「預託金」は「特別管理預託金」の略です。
- 「保証金」は「共用施設利用保証金」の略です。
- 本文中の用紙の様式は縮小して掲載したもので、用紙は御宿台管理事務所に用意いたしております。

細則2(規則第2条)

規則が対象とする区域は下図の網掛け部分とします。

(下図は概略図であり、将来区画割や道路形状の一部が変更になる場合があります。また、区域内であっても未販売の区画については規則の対象区域外となります。)



細則5の2(規則第5条第2項)

規則にいう「利用者の代表」とは御宿台区運営委員会とします。ただし、未建築宅地所有者の参加が必要である場合は、その代表を含めた「拡大委員会」とします。

細則6(規則第6条)

規則にいう「御宿台管理事務所」の名称・所在地等は次のとおりです。

- (1)名称 御宿台管理事務所
- (2)所在地 千葉県夷隅郡御宿町御宿台101-1
- (3)電話番号 0470-68-6335
- (4)営業時間 午前9時～午後5時
- (5)休業日 毎週火・水曜日と管理者が別途定める日

細則10(規則第10条)

規則にいう「共用施設利用開始届」の様式は次のとおりです。

御宿台管理事務所 御中 西暦 年 月 日

共用施設利用開始届 (建売住宅)

(利用者) 住所: _____
 氏名: _____
 電話: _____
 上記以外の連絡先: _____

下記のとおり共用施設の利用を開始します。

記

区画番号	利用開始日 (建物引渡日)	年 月 日
居住区分	別荘 遊楽別荘(月1回以上の利用) 変位 個人施設 その他 ()	
管理費月額	円 (管理費) 円 (初期費用)	
備 考		

(ご注意事項)

1. 記名押印のうち、左欄内にご記入ください。
2. 建物引渡日を共用施設の利用開始日とします。
3. 利用開始日の属する月の翌日より、随時管理費をお支払いいただきます。
4. 随時管理費の翌年度分 (利用開始日の属する月の翌月から最終に属する3月分まで) につましては、お話しする建売住宅の持主さまに、随時管理費の一部としてお支払いいただきます。
5. 翌年度分以降につきましては、あわせてご提出いただく随時管理費の「基金代行徴収票」にご記入いただいた口座から自動引落しにてお支払いいただきます。(前年2期、6ヵ月分づつ引落しします。3月27日に翌4月～9月分を、9月27日に翌10月～翌年3月分を引落しします。)

以上

調印部署	管理事務所
------	-------

(株) 百武プロパティーズ 御宿台営業所 御中 西暦 年 月 日

**御宿台建築届
共用施設利用開始届**
(共用施設利用開始届)

下記のとおり建築工事等により、共用施設の利用を開始します。同時に共用施設利用開始届の記載を完了します。

記

(申請者)

居住者	住所	電話番号	-	-
地主	氏名	電話番号	-	-
施工者	住所	電話番号	-	-
	氏名	電話番号	-	-

(建築計画)

施工種別	新築	改築	増築	造園・外構	その他 ()
建築面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
建築色	外壁色				
居住区分	別荘	遊楽別荘(月1回以上の利用)	変位	個人施設	その他 ()
建物の用途	専用住宅	共用住宅	集合住宅	商業施設	その他 ()
建築物竣工法	木造在来	決定型1種	決定型2種	鋼骨鉄筋コンクリート	その他 ()
備 考					

様

**御宿台建築承諾書
共用施設利用開始承諾書**

上記の建築計画は、御宿台共用施設の内容に適合しているため、共用施設の利用を承諾いたします。

西暦 年 月 日

千葉県夷隅郡御宿町101-1
(株) 百武プロパティーズ 御宿台営業所
TEL 0470-68-6335 FAX 0470-68-6335

細則 11(規則第 11 条第 1 号)

規則にいう汚水処理に支障をきたし、放流が禁止されているものは下記のものとしします。

- (1) 日常雑排水および水洗式トイレの放流水以外の汚水、および雨水。
- (2) 繊維製品、生理用品等の非溶解性の紙類。
- (3) ゴム、プラスチック、金属類、陶器類、木類、その他の固形物。
- (4) 毒物、薬品類。(特に便器等の清掃に使用する酸類、アルカリ性の薬品等)
- (5) ディスポーザーにより処理されたもの。
- (6) タバコの吸殻。
- (7) その他施設に支障をきたすと思われるもの。

細則 16-1(規則第 16 条第 1 項第 1 号)

未建築宅地所有者の環境維持の範囲は、規則第 16 条第 1 項第 1 号のみ該当します。

細則 16-2(規則第 16 条第 1 項第 2 号)

規則にいう建築または造園工事中の宅地に関し、その環境維持を目的として管理者と施工者は次の手続きを行います。

- (1) 工事の安全な実施と工事中の環境維持遵守を目的とし、施工者は管理者に「工事誓約書」を提出いただきます。
- (2) 同時に、管理者は施工者から「環境整備保証金」を預かり、安全施工と環境維持を留保します。保証金の額は工事内容により、次のとおりとします。
 - ①建物の新築工事 20 万円(ただし、大規模な建築工事については別途定める場合があります。)
 - ②建物の増改築工事 10 万円
 - ③造園外構工事 10 万円
 - ④その他の小規模工事、修繕工事、植栽工事等については別途定めます。
- (3)「工事誓約書」の様式は次のとおりです。

西暦 年 月 日																													
(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所 御中																													
工 事 誓 約 書																													
(施工者) 住 所:																													
氏 名: ㊟																													
現場責任者: ㊟																													
電 話: - -																													
<p>今般下記の工事に着手するにあたり、下記遵守事項を守るとともに、環境整備保証金を預け入れ、分譲地内の環境維持に協力いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(工事内容)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 画 番 号</th> <th>—</th> <th>工事予定期間</th> <th colspan="2">年 月 日 (利用開始日) ~ 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 事 種 別</td> <td>新築 改築 増築</td> <td>造園・外構</td> <td colspan="2">その他 ()</td> </tr> <tr> <td>建 築 主 住 所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>建 築 主 氏 名</td> <td></td> <td>環境整備保証金 (預り金)</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項および遵守事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、工事にあたっては車両の安全通行を心がけ、駐車場が一般の通行の妨げとならないよう注意するとともに、交通法規などを遵守します。 2、隣接区画の境界を十分に確認し、資材の運搬および集積は施工敷地の内部で行います。ただし、施工上やむを得ず隣接区画または道路の一部にわたるときは、当該区画の所有者の了解を得てその指示に従うものとし、その旨を事前に貴社に報告します。 3、火気、騒音等への対策を十分に行い、夜間の作業等は特に注意し、また危険物や悪臭を伴う物品の持込みや放棄はしません。 4、工事が原因で道路や他の所有者の建築物、造園外構物および宅地、その他の施設を損傷または汚損させた場合は、直ちに当社の責任と負担でこれらの原状回復を行います。また、積載の都合で貴社がその原状回復を行い、その費用に環境整備保証金を充当しても何ら異存なく、不足あるときは直ちに当社の負担で支払い、貴社に対し一切の迷惑はかけません。 5、御宿台の良好な環境を十分認識し、防災管理や美化清掃には細心の注意を心がけます。 6、その他上記に定めなき事項については、その都度貴社と協議し解決します。 <p style="text-align: right;">以上</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">関連部署</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">御宿台営業所</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	区 画 番 号	—	工事予定期間	年 月 日 (利用開始日) ~ 年 月 日		工 事 種 別	新築 改築 増築	造園・外構	その他 ()		建 築 主 住 所					建 築 主 氏 名		環境整備保証金 (預り金)		円	備 考					関連部署	御宿台営業所		
区 画 番 号	—	工事予定期間	年 月 日 (利用開始日) ~ 年 月 日																										
工 事 種 別	新築 改築 増築	造園・外構	その他 ()																										
建 築 主 住 所																													
建 築 主 氏 名		環境整備保証金 (預り金)		円																									
備 考																													
関連部署	御宿台営業所																												

(4) 工事完了後、施工者は管理者に「工事完了届」を提出いただきます。この届にもとづき、管理者は預かった環境整備保証金の清算返金手続きを行います。環境維持等の目的で施工者が負担すべき費用のうち、管理者が立て替えた金額があるときは、この保証金から差し引き清算します。

(5) 「工事完了届」の様式は次のとおりです。

西暦 年 月 日

(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所 御中

工 事 完 了 届

(施工者) 住 所 :
氏 名 : ◎
現場責任者 : ◎
電 話 : - -

下記工事が完了しましたので届け出ます。環境整備保証金は下記口座へ返金してください。原状回復等のための費用で貴社の立替えあるときは、その額を環境整備保証金より差し引いたうえで下記口座へ返金ください。

記

施工場所 (区画)	-	工事種別	新築、改築、増築、造園外構、その他 ()	
建築主氏名			工事完了日	西暦 年 月 日
振込口座	金融機関名	新 設 株 行		
	種別口座番号	普通 当座 No.	証、印 類	
	名義(フリガナ)	()		
立替金精算	保証金預り額	, 円	備 考	
	当社立替金	, 円		
	差引返還金	, 円		

(注意事項)
記名押印のうえ、太線内にご記入ください。

以上

関連部署	御宿台営業所

細則 16-3(規則第 16 条第 1 項第 5 号)

規則にいう管理者が環境維持を目的として管理する「その他の公益的施設」は以下例示のものであります。

- (1) 町に移管された場合の街路灯施設、防犯灯施設
- (2) 他の第三者に譲渡または貸与された場合のテレビ共視聴施設
- (3) 町もしくは他の第三者に移管・譲渡された場合のゴミ集積施設
- (4) 将来設置される公益的施設(消防施設、集会所、レクリエーション施設その他)

細則 18 (規則第 18 条第 4 項)

規則にいう「宅地の分割等」に関し、利用者が相続・贈与・譲渡等のための宅地の分割および同一宅地内に複数の建築物(建築物に付属するものは除く)を建築する場合は、利用者は次の手続きを行うものとします。

- (1) 分割する宅地が建物の敷地として利用できる場合は次のとおりとします。
 - ① 宅地を分割する場合は、利用者から管理者に「宅地分割届 1-1」を提出するものとします。「宅地分割届 1-1」の様式は下記のとおり。
 - ② 利用者は、分割後の新宅地に、速やかに「汚水柵」および「雨水柵」を新たに敷設するものとします。なお、施工費用は利用者が負担するものとし、施工は管理者の指定業者が行うものとします。
 - ③ 利用者は、速やかにテレビ共視聴施設に係るケーブルに新宅地用の端子 1 個を新設するものとします。なお、施工費用(引込工事以外のアンプや分配器等の設置を含む)は利用者が負担するものとし、施工は管理者の指定業者が行うものとします。
 - ④ 利用者は、分割後の新宅地を新利用者に相続・贈与・譲渡する場合、新利用者に対し、御宿台利用管理規則を承継させるものとします。
 - ⑤ 利用者は、分割後、速やかに新宅地毎に「特別管理預託金」および「共用施設利用保証金」を管理者に預け入れるものとします。
 - ⑥ 利用者は、分割後の宅地毎に維持管理費を支払うものとします。
- (2) 分割する宅地が建物の敷地として利用できない場合は次のとおりとします。
 - ① 宅地を分割する場合は、利用者から管理者に「宅地分割届 1-2」を提出するものとします。「宅地分割届 1-2」の様式は下記のとおり。
 - ② 利用者は、分割後の新宅地を新利用者に相続・贈与・譲渡する場合、新利用者に対し、御宿台利用管理規則を承継させるものとします。
 - ③ この場合、「特別管理預託金」および「共用施設利用保証金」を管理者に預け入れないものとします。
 - ④ 利用者は、分割後の宅地毎に維持管理費を直接管理者に支払うものとします。
- (3) 同一宅地内に複数の建築物(建築物に付属するものは除く)を建築する場合は次のとおりとします。
 - ① 利用者は、建築物を建築する場合は「御宿台建築届・共用施設利用開始届」等を、建物の建築前に提出するものとします。
 - ② 利用者は、建築物を建築する場合は、速やかに「汚水柵」および「雨水柵」を新たに敷設するものとします。なお、施工費用は利用者が負担するものとし、施工は管理者の指定業者が行うものとします。

③利用者は、速やかにテレビ共視聴施設に係るケーブルに新宅地用の端子 1 個を新設するものとし、施工費用（引込工事以外のアンプや分配器等の設置を含む）は利用者が負担するものとし、施工は管理者の指定業者が行うものとし、

④利用者は、建築物を建築する場合は、速やかに建築物毎に「特別管理預託金」を管理者に預け入れるものとし、

⑤利用者は、建築物毎に維持管理費を支払うものとし、

<様式 1-1>

西暦 年 月 日

(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所 御中

宅 地 分 割 届

宅地を分割するにあたり、下記のとおり届出をいたします。

記

(所有者)

住 所			
氏 名	◎	電話番号	- -

(概要)

区 画 番 号	-	現在の面積	. m ²
分割後の 区 画 番 号	1 -	分割後の面積	1 . m ²
	2 -		2 . m ²
分割理由	相続 ・ 贈与 ・ 譲渡 ・ その他 ()		
利用方法			
備 考			

※ 分割後、宅地の所有者が変更になる場合は、「宅地所有権変更届」を提出していただきます。
※ 裏面の遵守事項をご確認ください。

様

上記届出を受理しました。
西暦 年 月 日

千葉県夷隅郡御宿町御宿台 101-1
(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所
TEL 0470-68-6335 FAX 0470-68-6225

<様式 1-2>

西暦 年 月 日

(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所 御中

宅 地 分 割 届

宅地を分割するにあたり、下記のとおり届出をいたします。

記

(所有者)

住 所			
氏 名	◎	電話番号	- -

(概要)

区 画 番 号	-	現在の面積	. m ²
分割後の 区 画 番 号	1 -	分割後の面積	1 . m ²
	2 -		2 . m ²
分割理由	相続 ・ 贈与 ・ 譲渡 ・ その他 ()		
利用方法			
備 考			

(遵守事項)

1. 御宿台利用管理規則の遵守
分割後の新宅地についても御宿台利用管理規則の適用をいたします。
所有者は、分割後の新宅地を相続・贈与・譲渡する場合は、新宅地所有者に対し、御宿台利用管理規則を遵守するよう、規則を承継していただきます。

2. 維持管理費の支払いについて
所有者は、分割後、宅地毎の維持管理費を管理者にお支払いいただきます。
なお、維持管理費は、管理者が当該所有者にご請求させていただきます。

様

上記届出を受理しました。
西暦 年 月 日

千葉県夷隅郡御宿町御宿台 101-1
(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所
TEL 0470-68-6335 FAX 0470-68-6225

細則 25(規則第 25 条)

(1)第 2 項の維持管理費の額は次のとおりとします。維持管理費の額はすべて消費税を含みます。

- ①未建築の宅地所有者は 1 区画当月額 1,650 円を、所有者となった月の翌月から負担します。ただし、1 区画の面積が 1,000 平方メートルを超える時は月額 3,300 円とします。また、平成 13 年 3 月 31 日以前に宅地を所有した方は平成 14 年 4 月 1 日まで徴収を猶予します。
- ②建物所有者は月額 5,683 円を、建売住宅については建物引渡し月の翌月から負担します。また宅地所有者が建物を建築する時は、建物の着工の月を基準とし、当月までは月額 1,650 円、その翌月からは月額 5,683 円を負担します。ただし、戸建専用住宅以外の用途に供される建物の維持管理費は、次の算定方法により算出した金額とします。(算定方法)

月額維持管理費＝基準月額 5,683 円×算定利用口数(千円未満切り捨て)

算定利用口数＝利用対象人数÷4 人(小数点 2 位以下は切り捨て)

利用対象人数は「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準＝JISA3302 - 1988」により算出した人数÷3 とする。(但し、当該算定基準が定員によるものは、その定員を利用対象人数とする。)

(2)第 2 項の支払方法は次のとおりとします。維持管理費の額はすべて消費税を含みます。

- ① 未建築宅地所有者の維持管理費(月額 1,650 円)は支払うこととなった日から 10 年間は保証金から毎年 1 回、4 月～翌年 3 月までの分を翌年の 3 月 31 日に差し引くことにより支払うものとし、以後は次の②の支払方法に準拠します。
- ② 建物所有者の維持管理費(月額 5,683 円)は、毎月 1 日を起算日とし、向こう 6 か月分を一括して利用者の開設する預金口座から、3 月 27 日および 9 月 27 日(土・日・祝日のときはその翌営業日)に、自動振替の方法により支払います。
- ③ 未建築宅地所有者が建物を建築する時は、規則第 27 条第 3 項の保証金残高から直近の 3 月分までの維持管理費を差し引き清算して返金することにより支払います。

(3)第 5 項において、未建築宅地所有者へは、当初の 10 年間は利用者の宅地の環境整備実施内容ならびに共用施設利用保証金残高証明書を毎年 3 月 31 日までに通知することをもって報告といたします。

また、11 年目以降は、環境整備実施内容のみを通知することで報告といたします。

(4)規則にいう「維持管理費」の口座自動振替に係る手続き様式は次のとおり。

①お客様用

集金代行依頼書

申込日 年 月 日

集金代行提携会社
〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
株式会社 ジャックス

(委託者記入欄) ※太枠内は必ずご記入ください。

委託者名			
委託者/契約番号			

契約者	フリガナ			
	住	〒 - 電話 () -		
	所			
	フリガナ 氏名			

▼口座振替・自動払込をご利用の場合、いずれかをお選びになり、必要事項をご記入ください。振替日・払込日は毎月27日(休業日の場合翌営業日)となります。

お 支 払 口 座	フリガナ			
	口座名義人			
	通 帳 記 号	通帳番号(右詰めでご記入ください)	金融機関(ゆうちょ銀行以外)	フリガナ
	1	0	銀行 信用金庫 信用組合 農 協 労働金庫	支 店 本 店 営業部 出張所
	払込先 口座番号	00170-6-42169	種目コード	166
払込先 加入者名	株式会社ジャックス	契約種別コード	34	
	口座番号	(右詰めでご記入ください)		振 替 日
	預金種目	1.普通・総合口座 2.当座		27日 (休業日の場合翌営業日)

私は預金口座振替の方法により取納代行会社株式会社ジャックスを通じて支払うこととしましたので、上記口座から振替を依頼します。

ご 注 意

(個人情報の取扱いに関するご通知)
株式会社ジャックスは集金代行サービスを業として行うため委託された振替口座情報等の個人情報を取扱います。
●預金通帳記入欄には「ジャックス」「クレジット」「JACCS」等と記載されることもありますのでご注意ください。
●預金口座からの振替は毎月27日ですが、預金口座へのご入金、前日の26日までにご入金ください。
●お支払の内容等についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。
●上記ゆうちょ銀行の払込先口座番号は振込口座ではありません。

お支払等のお問い合わせ先	
名 称	
住 所	
電 話	担当者

13Y708 2012.05 20,000 ㊦ M.K

細則 26(規則第 26 条)

- (1)管理者は、平成 13 年 3 月 22 日以降の新規購入者には、預託金を預託した時に、「預り証」を発行します。「預り証」は売買等で所有者が変更になる時は、「共用施設利用者変更届」または「宅地所有者変更届」に添付して管理者に提出します。「預り証」の様式は次のとおり。

特別管理預託金預り証		NO.
殿		西暦 年 月 日
金額	¥ 3 0 0 0 0 0 円也	
<small>(金額を訂正したものは無効となります。)</small>		
上記金額を特別管理預託金としてお預かりしました。		
対象区画：南房総・御宿西武グリーンタウン - 号地		
千葉県夷隅郡御宿町御宿台101番地1 株式会社西武プロパティーズ 御宿台営業所		

- (2)平成 13 年 3 月 21 日以前の購入者は、売買等で所有者が変更になる時は、「特別管理充当金預り証明書」を「共用施設利用者変更届」または「宅地所有者変更届」に添付して管理者に提出します。「特別管理充当金預り証明書」の様式は次のとおり。

特別管理充当金 預り証明書	
殿	
平成 20 年 11 月 15 日	
金額	¥ 300,000 円也
<small>(金額訂正したものは無効となります。)</small>	
平成13年3月21日以前にお客様から旧・西武不動産株式会社が受領した特別管理充当金は平成13年3月22日に西武不動産株式会社(現・西武不動産株式会社)へ繰り入れられた合計265,710,459円の特別管理預託金の一部としてお預りしていることを証明します。	
対象区画：南房総・御宿西武グリーンタウン - 号	
東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 西武不動産株式会社 リゾート営業部 部長 渡辺 純男	

細則 27(規則第 27 条)

- (1)隣接する複数区画の利用者が、これを一連の敷地として建物の建築、外構植栽工事等を施工し利用する場合は、当該複数区画の保証金を返還します。建物建築敷地以外の区画が現況のままであり、一連の敷地として利用されているという外観を呈していない時は、この建物建築敷地以外の区画の保証金は返還されません。また、建物の取り壊し等で、更地に戻した時は改めて保証金を預け入れていただきます。
- (2)保証金を預け入れた時に、管理者は利用者に「預り証」を発行します。建物を建築し、保証金の返還を求める時にはこの「預り証」を管理者に提出します。また、売買等で所有者が変更になる時は、「宅地所有者変更届」に添付して管理者に提出します。
- (3)保証金の「預り証」の様式は次のとおり。

共用施設利用保証金預り証		NO.									
_____ 殿	西曆	年 月 日									
<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="padding: 2px;">金額</td><td style="padding: 2px;">¥</td><td style="padding: 2px;">3</td><td style="padding: 2px;">0</td><td style="padding: 2px;">0</td><td style="padding: 2px;">0</td><td style="padding: 2px;">0</td><td style="padding: 2px;">0</td><td style="padding: 2px;">円也</td></tr></table> <small>(金額を訂正したものは無効となります。)</small>			金額	¥	3	0	0	0	0	0	円也
金額	¥	3	0	0	0	0	0	円也			
<p>上記金額を共用施設利用保証金としてお預かりしました。 対象区画：南房総・御宿西武グリーンタウン - 号地</p>											
<p>返還請求時必要書類 1. 本証 1. 返還請求書 (共用施設利用保証金)</p>	<p>千葉県夷隅郡御宿町御宿台101番地1 株式会社西武プロパティーズ 御 宿 台 営 業 所</p>										

細則 28(規則第 28 条)

規則に言う「共用施設利用者変更届」、「宅地所有者変更届」の様式は次のとおり。

西暦 年 月 日

(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所 御中

共用施設利用者変更届

「御宿台利用管理規則」のすべての条項を承諾のうえ、下記のとおり共用施設の利用者を変更します。

記

(申請者)

新 利 用 者	住 所	〒		
	氏 名	◎	電話番号	- -
旧 利 用 者	住 所	〒		
	氏 名	◎	電話番号	- -

(内容)

区 画 番 号	-	変 更 の 理 由	売買等による譲渡、名義変更、その他 ()	
変 更 年 月 日	年 月 日	(新利用者による利用開始の日)		
新 居 住 区 分	別荘 週末別荘(月1回以上の利用) 定住	法人施設	その他 ()	
建 物 の 用 途	専用住宅 併用住宅 集合住宅	保養施設 研修施設	その他 ()	
備 考				

(注意事項)

- 添付書類は、①旧利用者の印鑑証明書、②特別管理預託金預り証または特別管理充当金預り証明書、③集金代行依頼書(新利用者)です。
- 変更年月日を新利用者の共用施設利用開始日とします。
- 利用開始日の属する月の翌日より、維持管理費を支払います。
- すでに旧利用者が支払済の維持管理費については返金精算されないので、新・旧利用者間で精算します。以降の維持管理費は新利用者の「集金代行依頼書」記載の口座から引落してください。

以上

関連部署	御宿台営業所

西暦 年 月 日

(株) 西武プロパティーズ 御宿台営業所 御中

宅地所有者変更届

「御宿台利用管理規則」のすべての条項を承諾のうえ、下記のとおり宅地所有者の変更を届け出ます。

記

(申請者)

新 所 有 者	住 所	〒		
	氏 名	◎	電話番号	- -
旧 所 有 者	住 所	〒		
	氏 名	◎	電話番号	- -

(内容)

区 画 番 号	-	変 更 の 理 由	売買等による譲渡、名義変更、その他 ()	
変 更 年 月 日	年 月 日	(新所有者が引渡しを受けた日)		
建 築 予 定	1年以内	1~5年以内	5年以上	未定
備 考				

(注意事項)

- 添付書類は、①共用施設利用保証金預り証、②旧利用者の印鑑証明書、③特別管理預託金預り証または特別管理充当金預り証明書です。
- 「御宿台利用管理規則」「附則集」のとりきめに従い維持管理費(宅地所有者)を支払うことを旧所有者は新所有者に承継し、新所有者はこれを承諾しました。

以上

関連部署	御宿台営業所